

第2期明和町国民健康保険
保健事業実施計画
(第2期データヘルス計画)

中間評価

令和3年3月

明和町

第1章 基本的事項

1 背景

近年、特定健康診査（以下「特定健診」という。）の実施や診療報酬明細書等（以下「レセプト等」という。）の電子化の進展、国保データベースシステム（以下「KDBシステム」という。）等の整備により、保険者が健康や医療に関する情報を活用し被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤が整備されました。

こうしたなかで、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）においては、「すべての健康保険組合に対し、レセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康の保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取り組みを行うことを推進する。」とされました。

本町においては、平成28年から29年度を実施期間とする、「明和町データヘルス計画（脳卒中ゼロ作戦!）」（以下「第一期データヘルス計画」という。）に引き続き平成30年度から6年間を期間とする第二期データヘルス計画を策定し、保健事業を実施してきました。

2 計画期間

本計画の計画期間は、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号）において、「都道府県健康増進計画や市町村健康増進計画との整合性を図ること。」とされています。医療費適正化計画が6年であること、また、特定健康診査等実施計画との整合性を図るため、計画期間は平成30年度から令和5年度までの6年間としています。令和2年度は計画全体の評価・検証を行い、必要に応じて見直しを行います。（表1）

表1 計画期間

H27~H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
第1期計画							
	第2期計画						
	中間評価に活用 H28~R1		中間評価 見直し				第3期計画

3 計画の評価

保健事業ごとの評価 (毎年度)	保健事業ごとに目標値に対する評価を行う。
中間評価 (令和2年度末)	計画期間の3年目に、平成28～令和元年度までの保健事業の実施状況や成果・課題等の中間評価を行い、その結果を公表します。また、その結果を踏まえて必要に応じて令和3年度以降の事業見直しや重点化、新たな課題への対応を行います。
最終評価 (令和5年度末)	計画の6年目に、保健事業の実施状況や成果・課題等の最終評価を行い、その結果を公表します。また、その結果を踏まえて、第3期計画を策定します。

4 中間評価の趣旨

本計画は、優先的に解決すべき健康課題を把握し、その課題整理に基づく被保険者の健康保持増進に向けて必要な個別保健事業の実施してまいりました。中間年度にあたる令和2年度においては、平成30年度から令和元年度に実施した事業の評価と令和3年度から5年度の目標の見直し等を行います。

5 目的・目標

本計画における目的・目標を次のとおり設定しています。

(1) 目的

被保険者一人ひとりが、自身の健康課題を正しく理解し、健康増進及び疾病予防に取り組むことで、健康寿命を延ばします。また、医療費の適正化を目指します。

(2) 目標

1) ポピュレーションアプローチ

生活習慣病に関する正しい知識を普及し、若年から健康づくりに関心をもつ人を増やします。

2) 発症予防

特定健康診査の目的や早期発見の大切さを周知し、若年者の受診率アップを目指します。健診結果に応じた情報提供、保健指導、受診勧奨を実施し、各対象者の生活習慣病を改善できるような支援体制を整えます。

3) 重症化予防

特定保健指導の目的や疾病予防の大切さを周知し、利用率を向上させる。

血糖の検査数値が高値の医療機関未受診者に受診勧奨を行い、数値をコントロールできるよう健康教室や健康相談にも誘導し、糖尿病の重症化（透析への移行）を防ぎます。

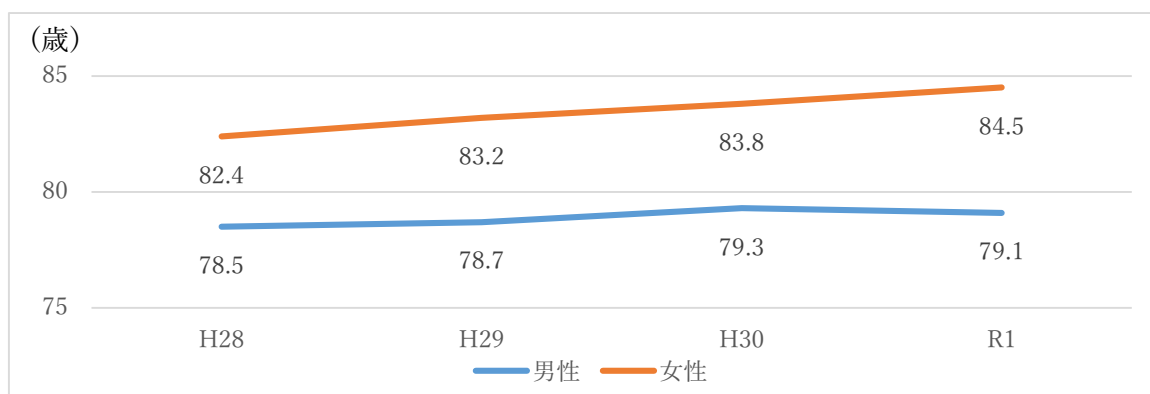
第2章 第二期データヘルス計画の中間評価

1 被保険者全体の健康水準の評価について

(1) 健康寿命の延伸

明和町の第二期データヘルス計画の目的の一つ「健康寿命を延ばす」について、KDBの健康スコアリングにより平均自立期間（要介護2以上）を比較対象とし、計画策定時（平成28年度）から令和元年度の数値をみると男女ともに年々伸びており、それぞれ男性0.6歳、女性2.1歳の増となりました。

図2-1 平均自立期間（要介護2以上）

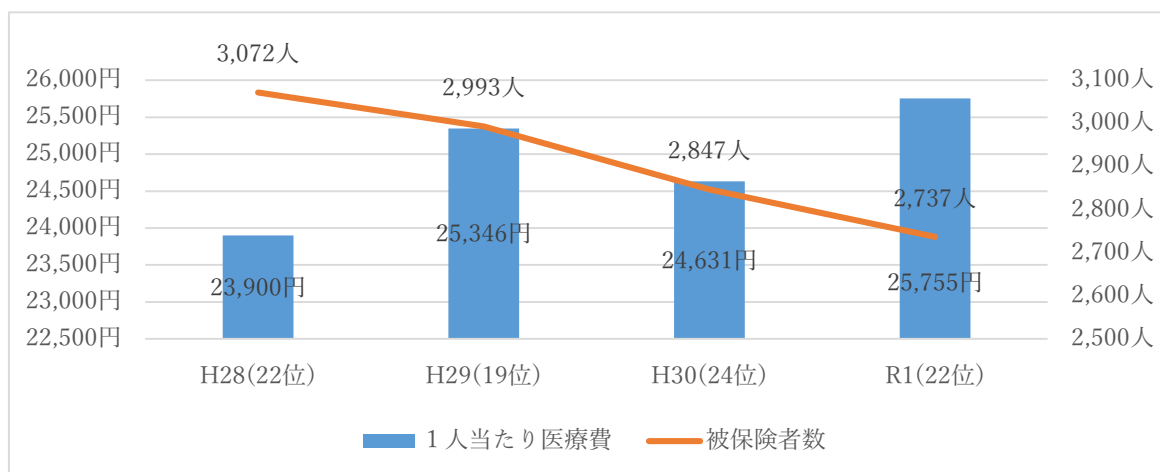


資料：KDB システム 健康スコアリング（健診）

(2) 医療費の適正化

明和町国民健康保険の年間1人あたり医療費は増加傾向にあり、県内順位は22位前後を推移しています。被保険者数は年々減少しており、医療費増加の要因は医療の高度化があると考えられます。

図2-2 1人当たりの年間医療費



資料：KDB システム 令和元年度 地域・医療・介護データからみる地域の健康課題

第3章 保健事業の中間評価と見直し

1 保健事業実勢計画

被保険者の健康寿命を延ばし、住み慣れた地域で安心して生活を送るため、一人ひとりが病気に関する正しい知識を持ち、自分自身の健康状態を知り、早期発見、早期治療による生活習慣病の重症化を予防することを支援するため本計画を実施してきました。

(1) 生活習慣病の発症予防

	事業名	事業概要	H30	H31	H32	H33	H34	H35
1	特定健康診査 〈集団検診〉	特定健康診査の受診機会の提供 ・ 5月から7月までの間、町内5か所で12回の集団検診を無料で実施	60.6 (%)	58.8	49.2	55.0	60.0	65.0
	特定健康診査 〈個別健診〉	特定健康診査の受診機会を多くするため、近隣市町の医療機関にて特定健康診査を実施する。 ・ 館林市邑楽郡医師会						
3	人間ドック	人間ドックを希望する方には検診費用の一部を助成する。						
4	特定健診未受診者へのハガキによる受診勧奨	特定健康診査や人間ドック等の受診をしていない人を対象に受診勧奨を実施する。	839 (人) 39.4 (%)	851 41.2	1244 60.6	55.0 (%)	40.0	35.0
5	特定保健指導	特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクが高い人に対し、生活習慣改善のための保健指導を実施する。	8.0 (%)	5.2	12.6	15.0	17.0	20.0
6	若年層への生活習慣病対策	若年(20歳～39歳)から健康管理を意識づけるため、生活習慣病予防健診を実施。	3.8 (%)	3.7	3.3	4.0	5.0	6.0
		40歳～64歳の特定健診の実施状況(国保加入)	48.3 (%)	43.4	21.2	30.0	40.0	50.0

【特定健康診査】

◎実施内容

- ・ 前年度健診未受診者に対して特定健診日程前（4月初旬～5月上旬）訪問による受診勧奨
- ・ 広報紙での集団・個別健診の受診勧奨実施（記事掲載及び日程表折込）。
- ・ 前半の特定健診日程終了後までの未受診者に対して、はがき通知による受診勧奨を実施。

◎評価

受診率向上を目指して、受診勧奨を通知、電話、訪問や広報紙掲載等で行ってきたが、年々減少傾向にあります。令和2年2月に発生した新型コロナウイルスの影響も大きく、令和2年度の受診率は確定していませんが、現在20%ダウンしています。

◎今後の取組・改善

令和3年度はヘルスアップ事業「特定健診受診率向上支援事業」を活用して、未受診対象者の特性に沿った受診勧奨を実施し、実施後の検証結果等を参考に令和4年度以降の勧奨に繋げたいと考えます。また若年層への勧奨は、各関係機関や団体への協力依頼や周知を徹底して、引き続き受診率向上（目標値）を目指して事業を実施していきます。

【保健指導】

◎実施内容

- ・ 健診結果説明会の開催や電話や訪問による受診勧奨を行い、対象者の初回面談を実施し、その後に電話や面談等で生活改善の支援や取組等を評価。

◎評価

保健指導の実施率は毎年10%前後を推移しています。被保険者の健康意識が健診を受診して現状把握までとなっており、重症化予防まで及んでいない状況です。そのため対象者に勧奨を行っても初回面談に至るのは少ない状況です。

◎今後の取組・改善

被保険者の健康意識の改革が必要と考え、受診会場での指導の重要性を周知します。

また、保健指導の対象者には健診結果の通知を手渡し等にして、保健指導の実施機会を増やす工夫を検討し、計画期間内に実践をします。

(2) 重症化予防

	事業名	事業概要	H30	H31	H32	H33	H34	H35
1	生活習慣病重症化予防対策	<p>・保健指導対象ではないが、1つ以上基準値を超えている人を対象に栄養士が訪問し、栄養指導を行う。</p> <p>・生活習慣の改善、生活習慣病及び重症化の予防のための教室を実施する。</p> <p>(医師や栄養士による講話、調理実習等)</p>	指導 366/ 1201 (人) 30.5 (%)	466/ 1146 40.7	272/ 751 36.2	40.0 (%)	45.0	50.0
			教室 3回	3回	3回	3回	3回	3回
2	糖尿病性腎症重症化予防対策 (受診勧奨)	<p>①空腹時血糖 126mg/dl(随時血糖 200mg/dl) 又は HbA1c が 6.5%以上</p> <p>②医療機関未受診者及び治療中断者(最後の受診から6ヶ月経過し受診記録がないもの)</p> <p>①と②両方に該当する者への受診勧奨を実施する。</p>	58.6 (%)	80.0	25.0	50.0	60.0	80.0
3	糖尿病性腎症重症化予防対策 (保健指導)	医師会と連携し、慢性腎症重症化予防対策として、保健指導を行う。		1人	1人	2人	3人	3人以上
新	透析移行者抑制	新規透析者数	1人	1人	1人	0人	0人	0人
4	脳卒中予防対策	70歳到達者へ高齢受給者証を窓口交付する時、健康についてのミニ講話を実施する。脳卒中予防に関する正しい知識を伝える。	実施	→		継続	→	

【重症化予防対策】

◎実施内容

- ・ 健診の受診結果を基に、保健指導対象外の生活習慣病予備軍の方へ、雇い上げの管理栄養士による訪問及び、電話等での栄養指導等を実施。
- ・ 糖尿病重症化予防対策事業の受診勧奨は、KDBシステムから抽出された対象者へ通知、電話、訪問等による受診勧奨を実施。
(平成30年度は現年度対象者を対象としていたが、令和元年度から前年度の健診結果を基に抽出された対象者を対象として勧奨実施。)
- ・ 糖尿病重症化予防対策事業の保健指導は、令和元年度にスキルアップ研修の実践研修として1名を実施し、その後は継続して実施。
- ・ 脳卒中予防対策は、第1期のデータヘルス計画で実施した事業で重症化予防として継続実施しているもので、70歳到達者への高齢受給者証交付時に講話を開催(毎月)。

◎評価

雇い上げの栄養士による訪問指導は栄養指導等をしつつ、特定健診の継続受診の勧奨も行えるので有効な事業と考えます。

また、糖尿病重症化予防対策の対象者に対しても、通知による勧奨に反応がない対象者に電話や訪問による勧奨を実施できて、対象者との接触の機会を増やすことができている。

新規透析者については、糖尿重症化予防対策事業の実施以前から治療を長年続けている方の透析移行によるものです。

脳卒中予防対策は、70歳到達者に対して健康維持、管理の観点から、健康に過ごすためのヒントとなる講話を保健師が行っています。

◎今後の取組・改善

過去に糖尿病の治療歴があつて、現在医療機関未受診者及び中断者に対して、通知や電話、訪問等で現状を把握し、情報提供や受診勧奨を行います。

保健指導については館林市邑楽郡医師会と連携して、かかりつけ医からも保健指導の受診勧奨を推進してもらい、1人でも多くの重症化予防に努めます。

保健指導について、実施して改善した成功事例を広く周知等して、対象者の受けたい意欲を増幅させ、実施率向上を目指します。

(3) 医療費適正化の推進

	事業名	事業概要	H30	H31	H32	H33	H34	H35
1	重複頻回受診者への保健指導の実施	1月に5か所以上の医科診療を受けている状態が3か月継続している人に対して適正受診の保健指導を実施する。	0人	0人	1人	0人	0人	0人
2	医療費通知・ジェネリック医薬品差額通知	医療費通知は年6回、ジェネリック医薬品差額通知は年2回通知する。	医通 8,032 ジェ通 319 (通)	8,147 261	7,733 306	7,700 290	7,650 280	7,600 270
		ジェネリック医薬品数量シェア割合	73.3 (%)	75.7	78.8	80.0	82.5	85.0

【医療費適正化事業】

◎実施内容

- ・ 重複頻回受診調査は、KDBシステムから指導基準を基に該当者を抽出し、レセプト等を確認し、対象者に対し保健師が訪問等して受診状況を確認しながら、受診行動の改善支援を行う。
- ・ 医療費通知は年6回(2か月に1回)、ジェネリック医薬品差額通知は年2回(6か月に1回)対象者へ通知する。

◎評価

重複頻回受診の対象者は、平成30年度、令和元年度はなし。令和2年度は対象者1名に対して保健指導を実施し、継続が3か月を超えていなかったため、指導を1回行い、その後は経過観察とした。

医療費通知及びジェネリック医薬品差額通知は、令和2年度コロナ禍により減少したが、今後コロナ終息とともに増加が見込まれます。

被保険者証の一斉更新時には後発医薬品希望シールを同封しました。

ジェネリック医薬品の数量シェアは、年々増加しており、医療費の抑制及び適正化を図れています。

◎今後の取組・改善

広報紙等で重複・頻回受診による体への影響や医療費の負担増のことや医療機関への適正受診による体への負担の軽減や医療費の適正化について情報提供を行い医療費の抑制に努めていきます。

2 目標値について

第2期データヘルス計画の策定時には目標値の設定をしていなかったため、この中間評価にて令和2年度までの実施値及び評価を踏まえて、今後の目標値を設定しました。

3 実施体制・関係者連携

区分	組織名(課名)		実施事業等
関係機 関及び 団体	群馬県医師会(館林市邑楽郡医師会) 群馬県健康福祉部国保援護課 群馬県国民健康保険団体連合会		
町	資格給付部門	健康づくり課 4/1 から住民保険課	・医療費適正化 ・人間ドック助成
	保健医療部門	保険年金係	・特定健康診査 ・糖尿病重症化予防対策事業
		健康づくり課 4/1 から健康こども課 健康づくり係	・特定保健指導 ・健康教室 ・健康相談 ・各種検(健)診 ・保健指導
	福祉部門	介護福祉課	・地域包括支援センター (介護予防事業含む) ・介護保険給付事業

※令和3年4月1日の機構改革により課編成が変更になります。



健康づくり課 保険年金係

〒370-0795 群馬県邑楽郡明和町新里250番地1

TEL 0276-84-3111 FAX 0276-84-3114